

非稼働病棟を有する医療機関に対する推進委員会の方針に基づく対応（案）

について

1 推進委員会で決定した非稼働病棟を有する医療機関への対応方針（於：H30 第1回委員会）

- ①非稼働病棟を有する医療機関から、事前に、書面により今後の見通し等を提出していただく。
- ②地域医療構想推進委員会に該当医療機関から提出された今後の見通し等について、資料としてお示しし、協議を行う。
- ③説明が不十分であった医療機関に関しては、次回の推進委員会に出席していただき、説明を求める。

2 調査の概要

役割や機能を大きく変更する医療機関を把握するため、令和2年9月に病床機能報告対象の全病院、有床診療所を対象に、県調査を実施するとともに、非稼働病棟を有する医療機関に対して当所の独自調査を実施した。

(1) 調査対象

病床機能報告対象の全病院、有床診療所

56施設（東三河南部構想区域）

(2) 非稼働病棟の定義

令和元年7月1日から令和2年6月30日までの過去1年間に1度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟

(3) 非稼働病棟を有する医療機関数

3施設（公立・公的1施設、その他の医療機関2施設）

(4) 豊川保健所が実施した再調査の内容

- ・ 県提出済みの内容の再確認
- ・ 独自の項目の追加

『地域（構想区域）において今後担うべき役割（病床の再稼働により地域で担う役割）』

3 書面協議対象医療機関

- ・ 推進委員会で決定した非稼働病棟を有する医療機関への対応方針」の①に該当する医療機関は3施設（公立・公的1施設、その他の医療機関2施設）。
 1. 独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター（豊橋市）
 2. 医療法人澄心会豊橋ハートセンター（豊橋市）
 3. 医療法人善恵会豊生病院（豊橋市）

4 協議する内容

- (1) 病床を稼働していない理由
- (2) 当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画

5 今後の予定

- ・ 事務局においては、書面協議で委員から出た意見を取りまとめの上、委員長の承認を得て、医療機関宛て通知する。
- ・ なお、計画に関する補足の意見や、追加の説明を求められた場合、該当医療機関に次回の推進委員会に出席していただき、継続協議を行う。